

大気汚染防止法の政省令改正に係る検討課題

課題 1

特定粉じん排出等作業（石綿使用建築物の解体・補修等の作業）に関する規模要件（延べ面積 500m² 以上かつ吹き付け石綿の使用面積が 50m² 以上）の撤廃（政令事項）

- (1) 面積による裾切りの撤廃について
 - 裾切りを撤廃した場合の届出の増加見込み
 - 裾切りを撤廃した場合であっても届出を担保するための措置
 - 届出の増加等による支障の有無
 - 石綿の使用面積が 50m² 以下の場合の作業基準の在り方
- (2) 耐火建築物、準耐火建築物のみを対象とすることについて
 - 耐火建築物、準耐火建築物以外での吹き付け石綿の使用実態
 - 上記等を踏まえた耐火建築物、準耐火建築物のみを対象とすることの妥当性
- (3) その他
 - 現行の特定粉じん排出等作業に係る作業基準の見直しの必要性

課題 2

特定粉じん排出等作業の規制対象である特定建築材料として、吹き付け石綿に加え、石綿含有保温材等の追加の必要性（政令事項）

- (1) 吹き付け以外の石綿含有製品について
 - 吹き付け以外の石綿含有製品の使用実態
 - ア 耐火建築物、準耐火建築物の場合
 - イ その他の建築物の場合
 - これらの製品の石綿の含有率
 - これらの製品が使用されている建築物の解体等に伴う大気環境中への石綿の飛散状況
 - 上記解体時に講じられる石綿飛散防止対策の現状
 - 吹き付け以外の石綿含有製品を特定建築材料に追加することの必要性
 - 追加した場合の届出対象の増加見込及び届出を担保するための措置
 - 追加した場合の作業基準の在り方
- (2) その他

課題 3

課題 1、2 の検討において、大気汚染防止法上では新たな措置を講じないとした場合における別途の対応の必要性

課題 4

特定粉じん排出等作業における石綿濃度測定の必要性

石綿除去作業（特に石綿の飛散が懸念される作業）の継続時間
石綿の測定方法及び測定に要する時間
上記を踏まえた石綿濃度測定の意味
今後の方向性